

令和7年8月27日

認知症及び成年後見制度に係る街頭啓発活動を実施します

国際アルツハイマー病協会は、WHO(世界保健機構)と共同で毎年9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な取組が行われています。

赤磐市におきましても、市民に対して認知症の正しい理解を啓発するとともに、認知症支援に関わる成年後見制度についての理解を広めることを目的に、下記の内容で街頭啓発を行いますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和7年9月4日(木) 10時00分～11時00分
- 2 場 所 ゆめマート山陽(赤磐市下市473)
天満屋ハピーズ赤坂店(赤磐市町苅田809-1)
- 3 参加者 ・岡山シーガルズ選手
・市民後見人
・権利擁護アドバイザー(弁護士、司法書士、社会福祉士)
・認知症予防支援ボランティア
・地域包括支援センター職員
・介護保険課職員及び社会福祉課職員
・赤磐市マスコットキャラクター あかいわモモちゃん
※あかいわモモちゃんは、ゆめマート山陽にて啓発活動を実施します。
- 4 その他 該当啓発で配布するチラシは添付のとおりです。



市制施行20周年
心ひとつに Akaiwa City

(問合せ先)
保健福祉部 介護保険課 小林
電話：086-955-1460(直通)

認知症は、身近なもの
いつ誰が、認知症になるか分からない
だから、みんなで考えよう

「認知症になっても 安心して暮らせる 赤磐市」

◎認知症とは、いろいろな原因によって脳の働きが低下し、社会生活や日常生活に支障が出ている状態です。

【いま、私たちにできること】

① 思い込みや偏見をなくしましょう

まず、認知症を正しく理解することが大切です。

「認知症になったら何も分からなくなる」という先入観を持たず、その人ができることに目を向けてください。

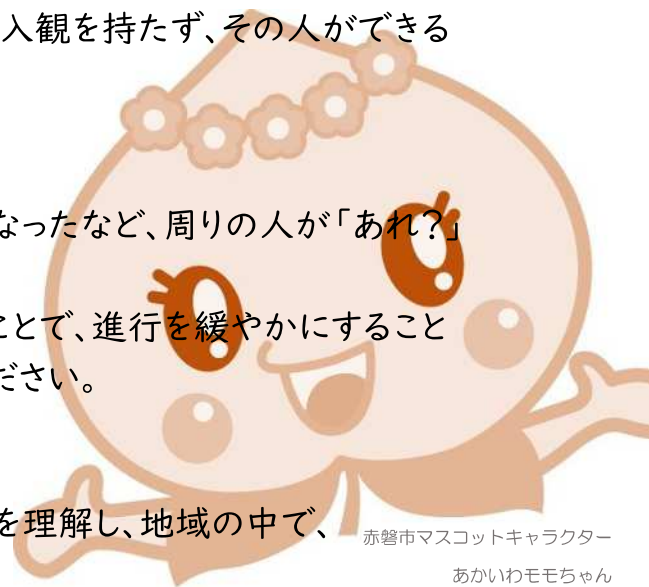
② 周りの人が気づくことが大切です

約束を忘れる、何度も同じことを言う、怒りっぽくなったなど、周りの人が「あれ？」と気づくことがあります。

早めに気づき、医療や介護などの支援を受けることで、進行を緩やかにすることができます。変化に気づいたらまずは相談してください。

③ みんなで支える「まち」に

認知症のある人の気持ちやその人との関わり方を理解し、地域の中で、自分にできる範囲で協力してください。



赤磐市マスコットキャラクター
あかいわももちゃん

【認知症に関するご相談はこちらまで】

赤磐市地域包括支援センター

本庁 赤磐市役所介護保険課内(下市344)

赤坂 赤坂福祉サービスセンター「春の家」内(町苅田517-1)

熊山 赤磐市熊山総合センター「ほほえみ」内(松木636-1)

吉井 赤磐市役所吉井支所内(周匝136)

電話:086-955-1470

電話:086-957-2334

電話:086-995-2336

電話:086-954-2533

成年後見制度の相談窓口

あかいわ

成年後見サポートセンター



お気軽に
ご相談ください

成年後見制度とは？

認知症や障がいにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して生活することができるよう、財産管理や契約の手続きなどを法的に支援する制度です。

成年後見制度の利用

- ☒ 制度について知りたい
- ☒ 手続き方法がわからない



財産管理

- ☒ 悪質商法の被害を頻繁に受けている



施設などの契約

- ☒ (利用)契約手続きが一人でできない



将来への不安

- ☒ 身寄りがなく、将来の財産管理が不安



電話や窓口で、成年後見制度の申し立て手続きや書類の作成方法など、成年後見制度の利用に関するご相談をお受けします。



法律などの専門知識が必要なご相談は、無料法律相談会等をご紹介します。

ご相談窓口

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

高齢者窓口...



赤磐市地域包括支援センター
(赤磐市役所 介護保険課内)



086-955-1470

障がい者窓口...



赤磐市役所 社会福祉課



086-955-1115

事務局

〒709-0898

赤磐市下市344番地

赤磐市役所 介護保険課



086-955-1460